道府県における手話言語条例の状況等

1 道府県における手話言語条例の状況

(1) 条例の形式および対象範囲

平成 31 年4月1日現在、26 道府県において手話言語条例が施行されているが、これらは次の3つの形式に分類される。

単独型:手話言語単独で条例化したもの(17)

群馬県、神奈川県、長野県、埼玉県、沖縄県、山形県、大阪府、三重県、奈良県、新潟県、和歌山県、静岡県、富山県、石川県、福井県、茨城県、福島県

・一体型:手話言語と情報コミュニケーションを合わせて条例化したもの(7)

千葉県、愛知県、秋田県、京都府、岐阜県、佐賀県、宮崎県

・別立型:手話言語と情報コミュニケーションを別個に条例化したもの(2)

鳥取県、北海道

(2) 条例の主な対象範囲

条例の主な対象範囲をみると、単独型・別立型が「ろう者」(聴覚障害者のうち手話を使い 日常生活等を営むもの)を対象とし、意思疎通手段として「手話」を対象とするのに対して、 一体型については、以下のとおり、単独型・別立型よりも対象範囲が広くなっている。

(主な対象節囲)

一体型-1:障害者全体、障害者の特性に応じた意思疎通手段全般(4) 愛知県、秋田県、岐阜県、宮崎県

・一体型-2:聴覚障害者全体、聴覚障害者の特性に応じた意思疎通手段全般(3)

千葉県、京都府、佐賀県

※具体の意思疎通手段は別紙参照

(3) 条例の形式・対象範囲の違いの背景

条例の形式や主たる対象範囲の違いの背景について検討する。

① 施行時期による違い

背景として施行時期、例えば障害者権利条約締結の前後における変化等が考えられるが、日本が 条約を締結した平成26年1月以前に条例が施行されていたのは鳥取県のみであることや、一体型 の条例の施行日は、平成28年6月~平成31年4月まで幅広い期間に渡っており、この間に単独型、 別立型の条例も多数施行されていることから、施行時期では説明し難い。

② 条例提案者による違い

次に、条例の提案者の影響が考えられるが、議員提案条例の割合をみると、**単独型・別立型が約63%**(12/19)、**一体型が約57%**(4/7)と有意な差はなく、提案者では説明し難い。

③ 障害者差別解消条例・共生社会づくり条例の影響

障害者差別解消条例・共生社会づくり条例(以下「共生条例」という。)の影響を調べるため、 共生条例を手話言語条例前文に引用している割合をみると、**単独型・別立型の約 16%** (3/19) に 対して、**一体型は約 71%** (5/7) と大きな差があり、一体型は共生条例の影響を受けている可能性 がある。実際に、直近(平成 31 年 4 月 1 日)に施行された宮崎県条例をみると、障害者権利条約 に、言語には音声言語のみならず、手話その他の形態の非音声言語が含まれること、意思疎通には 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通等の多様な手段があることが明記されたこと、 さらに、平成23年改正の障害者基本法に、共生社会実現の基本原則の一つとして、全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通手段の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得・利用手段の選択の機会の拡大が図られることが定められたことを紹介した上で、平成28年3月に策定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」の基本理念の一つとして、全ての障がいのある人は手話を含む言語その他の意思疎通手段の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得・利用手段の選択の機会の拡大が図られなければならないことを掲げたことを踏まえて、一体型の手話言語条例を制定する旨規定している。

なお、滋賀県においても、平成31年4月1日に施行した「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の基本理念の一つとして、全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと、同様の規定を置いているところ。

※一体型の県の障害者差別解消条例前文の例:別紙参照

2 手話言語条例の形および内容

(1) 条例の形式

条例の形式については、

資料1

のとおり大きく2つに分かれている。一つは、手話言語条例を

単独で制定すべきとする意見であり、もう一つは、様々な障害特性に配慮した「情報コミュニケーション条例」の中で、手話も他のコミュニケーション手段とともに柱に位置づける一体型が望ましいとする意見である。

単独または別立てで手話言語条例を制定すべき理由としては、「手話言語の普及」「手話言語の獲得、習得の保障」等が示されている。

条例の内容のうち、行政を取組の主体とする項目は、おおむね目的、基本理念、県の責務、計画等の策定・推進、手話等の普及・啓発、手話等を学ぶ機会の確保、学校における県の取組、学校設置者等の役割、手話通訳者等人材の育成・確保、手話通訳者等の派遣・相談体制、手話等を用いた情報発信、事業者への支援、手話等に関する調査研究、財政上の措置となっている。

単独型・別立型と一体型の間でどのような違いがあるのか、先行する条例における「手話言語の普及」や「手話言語の獲得、習得の保障」の反映状況、さらに、全国ろうあ連盟が都道府県の手話言語条例に求めるその他のポイントの反映状況を以下概観する。

(2) 「手話言語の普及」の反映状況について

単独で手話言語条例を制定すべき理由のうち、「手話言語の普及」については、主に条例の目的、基本理念、県の責務および手話等の普及・啓発の項目に規定されており、これらの項目について順に、先行する道府県条例への反映状況は以下のとおりである。

①目的について

「手話が言語であること(認識)の普及」を規定している団体数

単独型・別立型:11%(2団体/19団体)

· 一体型: 57% (4 団体/7 団体)

②基本理念について

手話の普及等の施策推進に当たり旨とすべきことに「手話が独自の体系を有する言語であること」や「手話は共生社会の実現や意思疎通に必要な言語であること」を規定している団体数

単独型・別立型:89%(17団体/19団体)

- 一体型:86%(6団体/7団体)

③県の責務について

「言語としての手話の普及等に係る施策の策定・実施等」や「言語としての手話に関する 理解の促進」を規定している団体数

単独型・別立型:53%(10団体/19団体)

· 一体型: 71% (5団体/7団体)

④手話等の普及・啓発について

「言語としての手話の普及等に係る施策の策定・実施等」や「言語としての手話に関する 理解の促進」を規定している団体数

単独型・別立型:16%(3団体/19団体)

· 一体型: 43% (3団体/7団体)

(3) 「手話言語の獲得、習得の保障」の反映状況について

単独で手話言語条例を制定すべき理由のうち、「手話言語の獲得、習得の保障」については、 条例中、手話等を学ぶ機会の確保、学校における県の取組および学校設置者等の役割の項目に規定 されており、各団体における反映状況は以下のとおりである。

①手話等を学ぶ機会の確保について

「手話を学ぶ機会の確保」や「手話を必要とする者が手話を学ぶために必要な支援」等を 規定している団体数

• **単独型 • 別立型**: **84%** (16 団体/19 団体)

一体型:100%(7団体/7団体)※1

- ※1 手話を含む「<u>障害の特性に応じた意思疎通手段</u>を学ぶ機会の確保」を規定する4団体、 手話を含む「<u>聴覚障害者の意思疎通手段</u>を学ぶ機会の確保」を規定する2団体を含む。 なお、これらを除くと14%(1団体/7団体)。
- ※2 単独型・別立型のうち3団体は、「手話言語の獲得」に必要とされる「乳幼児期からの 手話の習得機会の確保」について規定している。

②学校における県の取組について

「ろう児が手話の教育を受ける機会の提供・確保・環境整備」や「聴覚障害者が手話を習得 し、手話を使用して学習し、手話を共通の意思疎通のための手段として使用することができる 教育環境の整備」を規定している団体数

単独型・別立型:32%(6団体/19団体)

· 一体型: 14% (1団体/7団体)

③学校設置者等の役割について

「ろう児等への手話の学習の機会の提供」等を規定している団体数

単独型・別立型:68%(13団体/19団体)

· 一体型: 57%(4団体/7団体)※1

- ※1 手話を含む「<u>聴覚障害者の意思疎通手段</u>の学習の機会の提供」等を規定している2団体、 手話を含む「<u>必要な意思疎通手段</u>で学習できる環境の整備」を規定している1団体を含む。 なお、これらを除くと14%(1団体/7団体)。
- ※2 単独型・別立型のうち2団体は、「手話言語の獲得」に必要とされる「乳幼児期からの 手話の教育環境の整備」について規定している。

(4) 全日本ろうあ連盟が都道府県条例に求めるその他のポイントの反映状況

先行する道府県条例において、全国ろうあ連盟が道府県に求めるその他のポイントの反映状況 は以下のとおりである。

①手話言語を用いた情報発信等

「手話を用いた情報発信等」について規定している団体数

- 単独型・別立型:79%(15団体/19団体)
- · 一体型: 86% (6 団体/7 団体) ※1
- ※1 手話を含む「<u>聴覚障害者の意思疎通手段</u>を用いた情報発信等」を規定する3団体、手話を含む「<u>障害の特性に応じた意思疎通手段</u>を利用した情報発信」を規定する3団体を含む。なお、これらを除くと0%(0団体/7団体)。

②手話言語通訳者の確保・養成等

「手話通訳者やその指導者の確保・養成・技術の向上」について規定している団体数

- **単独型 別立型** : **79%** (15 団体/19 団体)
- · 一体型: 100%(7団体/7団体) ※1
- ※1 手話通訳者を含む「<u>障害の特性に応じた意思疎通支援者やその指導者</u>の確保・養成等」 を規定している4団体を含む。

なお、これらを除くと43%(3団体/7団体)。

③事業者の支援

事業者が行う「手話を使用しやすい環境の整備」や「ろう者、聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供・働きやすい環境の整備」の取組への支援について規定している団体数

- 単独型・別立型:68%(13団体/19団体)
- · 一体型:57%(4団体/7団体)※1
- ※1 手話を含む「<u>障害の特性に応じた意思疎通手段</u>の利用に係る合理的配慮や利用促進」への支援について規定している2団体を含む。

なお、これらを除くと29%(2団体/7団体)。

4)手話言語に関する調査研究

「手話の普及・発展等に資する調査研究の推進(への支援)」について規定している団体数

- 単独型 別立型 : **63%** (12 団体/19 団体)
- 一体型:71%(5団体/7団体)※1
- ※1 手話を含む「<u>聴覚障害者の意思疎通手段</u>の発展」に関する調査研究を規定している2団体、手話を含む「<u>障害の特性に応じた意思疎通手段</u>の発展」に関する調査研究を規定している1団体を含む。

なお、これらを除くと29%(2団体/7団体)。

※2 「言語としての手話の普及」のように手話言語の調査・研究であることを明示している のは、一体型の2団体のみ。

⑤ろう者等の相談拠点の支援

「ろう者等、その家族、手話に関わる者等の相談等を行う拠点(体制)の支援等」について 規定している団体数

- **単独型 別立型** : **37%** (7団体/19団体)
- · 一体型: 29% (2団体/7団体)

別紙

■1(2)関係

(一体型-1:障害者の特性に応じた意思疎通手段の定義)

- ・愛知県:手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、 代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との 意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)
- ・秋田県:手話、要約筆記、点訳、音訳、触手話、代読、代筆その他の障害者が他者との意思 疎通を図るための手段
- ・岐阜県:手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が 他者との意思疎通を図るための手段(障害のある人の意思疎通を補助するための手段 を含む。)
- ・宮崎県:手話、要約筆記、点字、音訳、触手話、代読、代筆その他の障がい者が他者との 意思疎通を図るための手段

(一体型-2:聴覚障害者の特性に応じた意思疎通手段の定義)

- ・千葉県:手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障害者が日常生活又は社会 生活を営む上で使用する意思疎通のための手段
- ・京都府:手話、要約筆記、触手話その他の聴覚障害者の意思疎通のための手段
- ・佐賀県:手話、要約筆記、筆談、補聴器具の使用その他の聴覚に障害のある人が他者との 意思疎通又は周囲からの情報取得を図るための手段

■1(3)3関係

(宮崎県手話等の普及及び利用促進に関する条例 前文抜粋)

平成26年に我が国が批准した<u>障害者の権利に関する条約</u>においては、<u>言語には音声言語のみならず、手話その他の形態の非音声言語が含まれること及び意思疎通には言語、文字の表示、</u> 点字、触覚を使った意思疎通等の多様な手段があることが明記されたところである。

また、我が国では、<u>平成23年に改正された障害者基本法</u>において、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら<u>共生する社会を実現するための基本原則の一つとして、全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)</u>その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと定められたところである。

このような状況の下、本県は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指し、<u>平成28年3月、</u>障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例を制定した。同条例では、基本理念の一つとして、全ての障がいのある人は手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないことが掲げられたところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るとともに、<u>障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定</u>する。

■ (愛知県手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に 関する条例前文 抜粋)

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、 経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。 手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、発展させてきた手指や体の 動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であるが、これまで手話を 習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった。

近年になって、<u>障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が</u> 言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえ ないため、私たち一人一人が手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。

また、<u>障害のある者が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することが欠かせないが、その機会が十分に提供されているとはいえず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。</u>

加えて、愛知県障害者差別解消推進条例において求められている社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの<u>大規模災害発生時において、障害のある者の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。</u>

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。